

# 徳島市夜間休日急病診療所指定管理者募集要項

## 第1 募集の目的

徳島市夜間休日急病診療所（以下「急病診療所」という。）は、夜間・休日等に救急を必要とする患者に対し、応急的な診療をする初期救急を目的として設置されています。

このたび、徳島市（以下「市」という。）は、急病診療所の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年徳島市条例第21号）の規定に基づき、以下により急病診療所の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

## 第2 募集の内容

### 1 施設の概要

- (1) 名称 徳島市夜間休日急病診療所
- (2) 所在地 徳島市沖浜東2丁目16番地
- (3) 施設内容 開設日 平成13年11月13日（生涯福祉センター内に移転）  
診療室（2室）、処置室、待合室、事務室、薬局、レントゲン室、  
便所、スタッフルーム等  
※ 生涯福祉センター1階の一部 327.56㎡

### (4) 利用実績

区 分		H24	H25	H26	H27	H28
患者数 (人)	小児科	11,872	10,783	11,137	10,965	11,479
	内 科	5,380	4,707	5,497	4,936	5,845
	計	17,252	15,490	16,634	15,901	17,324

- (5) 市の所有する備品 レントゲン、心電図、滅菌器、遠心分離機、吸入器、人工蘇生器等

### 2 診療科目

- (1) 内科 (2) 小児科

### 3 診療日及び診療受付時間

診察日は毎日とし、診療受付時間はつぎのとおりとします。

診 療 日	診 療 受 付 時 間	
	昼	夜
休 日 等	9：00～17：00	18：00～22：30
休日等以外の日	——	19：30～22：30

※「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日並びに 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 31 日をいう。

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲及び管理運営に関する基本的な考え方

##### (1) 業務の範囲

###### ① 事業の実施に関する業務

徳島市夜間休日急病診療所条例（昭和 45 年徳島市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 4 条各号に掲げる業務の実施に関すること。

###### ② 急病診療所の維持管理に関する業務

##### (2) 管理運営に関する業務

急病診療所の利用に係る料金（診療を受けた者及び医療保険者等が支払う診療報酬等をいう。以下「利用料金」という。）は、指定管理者が収受し、管理運営に充てること。ただし、手数料は診断書等の交付の際、市に納入すること。

##### (3) 市への納付金

急病診療所の管理運営において、利用料金等の収入から管理運営費を差し引いて利益が生じた場合、その利益の一部を市へ納入すること。詳細は協定書締結時に定めます。

#### 5 出務体制

出務体制については下記の出務人数以上とし、繁忙期は適正な出務人数を配置してください。

区 分	医 師		薬剤師	看護師	事務員
	小児科	内 科			
基本的な出務体制	1	1	1	2	1
ゴールデンウィークの週の休日及び年末年始の昼間の出務体制	2	1	1	3	2

※ 平成 30 年度のGWの週の休日とは、4/29・30、5/3～5 の 5 日間。

※ 平成 30 年度の年末年始とは、H30.12/31 ～ H31.1/3 までの 4 日間。

#### 6 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間を予定。

#### 7 備品の取扱い

平成 30 年 3 月 31 日まで急病診療所を管理運営している指定管理者に対し、市が無償で貸与している備品については、引き続き指定管理者に無償で貸与します。

#### 8 施設等の修繕

施設の原型に変更を加える修繕及び模様替えは、市と指定管理者の協議により行うこととしますが、その修繕（施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を現状又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担とします。

### 第3 申請資格

急病診療所の指定管理者の指定を申請することができる団体の資格は次のとおりとします。

- (1) 急病診療所の管理運営を安定的かつ円滑に行える法人であること。
- (2) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に該当しない者であること。
- (3) 法人及びその代表者が、次の項目に該当しないこと。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる法人。
  - ② 租税公課を滞納している者。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154条）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている者。
  - ④ 徳島市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止又は指名回避等の措置を受けている者。
  - ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島市又は他の地方公共団体から指名の取り消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない者。
  - ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
  - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）。暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体。
  - ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。
    - ア 成年被後見人又は被保佐人
    - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
    - ウ 暴力団の構成員等

### 第4 申請方法等

要項等の配布から選定までのスケジュールは次のとおりです。

- ① 平成29年8月1日～平成29年9月15日 要項等の配布
- ② 平成29年8月1日～平成29年8月7日 現地説明会の受付

- |   |                       |         |           |
|---|-----------------------|---------|-----------|
| ③ | 平成29年8月10日            | 13時30分～ | 現地説明会     |
| ④ | 平成29年8月10日～平成29年8月18日 |         | 質疑の受付期間   |
| ⑤ | 平成29年8月28日            |         | 質疑の回答     |
| ⑥ | 平成29年9月1日～平成29年9月15日  |         | 申請書類の受付期間 |
| ⑦ | 平成29年11月1日            |         | 選定結果の公表   |

## 1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、平成29年8月1日（火）から市のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は平成29年8月1日から9月15日の間、午前8時30分～午後5時まで、市保健センターの窓口において配布します。（土曜日・日曜日は除く。）

郵送を希望する場合は、250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号A4版用）を同封の上、保健センターまで請求してください。（9月8日必着）

## 2 現地説明会

### (1) 現地説明会の開催日時

平成29年8月10日（木）午後1時30分から

集合場所は、保健センターとします。

### (2) 現地説明会の参加資格

本要項中の「第3 申請資格」を満たす団体とします。

### (3) 現地説明会の参加申し込み方法

団体の名称、参加者（1法人等につき2名までとします。）の所属及び氏名、担当者連絡先（所属、氏名、電話番号）を記入のうえ、平成29年8月7日までに郵送又はファクシミリのいずれかで保健センターに送付又は持参により申し込みを行ってください。

## 3 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は次のとおり行います。

### (1) 質疑者の資格

本要項中「第3 申請資格」を満たす者とします。

### (2) 質疑の方法

質問書（別紙3）により、平成29年8月18日（金）午後5時までに、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、保健センターに送付又は持参してください。

### (3) 回答

回答については、平成29年8月28日（月）

## 4 申請方法

(1) 提出書類

指定管理者指定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付してください。

申請団体に関するもの

① 申請者の概要（代表者の略歴、役員名簿、団体の概要（様式2）、指定管理者指定申請者連絡先（様式3）等）

② 定款等（最新のもの）

③ 法人登記簿謄本（申請日前3箇月以内に発行されたもの）

④ 納税証明書等（申請日前3箇月以内に発行されたもの）

※法人及び代表者の国税、法人税及び消費税、市税、法人市民税

⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書

⑥ 申請団体の過去3年間の主要業務実績

⑦ 誓約書（様式4）

事業計画書

① 事業計画書1～9（別紙1）

② 事業計画書10（収支計画書）（別紙4）

③ 出務者名簿（別紙2）

(2) 申請の方法

申請書類の提出期間：平成29年9月1日（金）から9月15日（金）正午までの間（郵送不可、土曜日、日曜日を除く）

提出場所：徳島市沖浜東2丁目16番地

徳島市保健福祉部保健センター（生涯福祉センター3階）

088-656-0529

提出部数：提出書類は正本1部、副本9部の計10部を提出。

## 5 その他

(1) 関係法令の遵守

申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(2) 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 記載内容変更等の禁止

提出した申請書類を、書き換え、差し替え又は撤回することはできません。

(4) ヒアリングの実施

申請書類等の提出後に市が必要と認める場合は、申請者に対してヒアリングを実施します。

(5) 申請者が運営する施設の実地調査

市が必要と認める場合は、申請者が運営する施設の実地調査を行います。

(6) 著作権

申請書の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、市は事業計画等申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります、申請者はこれに対して異議を申し立てることはできないものとします。

(7) 特許権

申請内容に、特許権、商標権その他の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(8) 提供資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(9) 費用の負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用は、全て申請者の負担とします。

(10) 返却

提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(11) 申請の辞退

指定管理者指定申請書提出後の申請を辞退する場合には、選定委員会開催日の前日までに書類で申し出てください。

## 第5 選定方法

### 1 選定方法

選定委員会において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査基準に基づき書類審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者（以下「優秀者」という。）を選定します。選定委員会は、この結果を市に報告します。

### 2 選定委員会

選定委員会の構成は次のとおりです。

職 名（分野）	人数（人）
学識経験者	1
公認会計士	1
徳島市民生児童委員協議会	1
市 職 員	2

### 3 選定基準

- (1) 団体の基本的事項、取組みへの意欲や熱意
- (2) 平等な利用の確保

- (3) 施設の効用を最大限に発揮できる提案内容
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員能力・物的能力の保有状況
- (5) 業務に必要な資格保有者の確保
- (6) 管理経費の縮減
- (7) 危機管理体制
- (8) 法令等の遵守
- (9) 施設の特性に応じた個別事項
- (10) その他の事項

#### **4 指定管理者の候補の選定**

市は選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議が整った段階で指定管理候補者として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には協議を中止し、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

なお、指定候補者の選定結果は、申請者全員に文書で通知するとともに、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表します。

### **第6 指定管理者の指定及び協定締結**

#### **1 指定管理者の指定**

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、徳島市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害は負担しません。

#### **2 協定の締結**

指定管理者の指定の議決後、急病診療所の運営に関する協定を締結します。

### **第7 留意事項**

#### **1 指定の取り消し**

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合など、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、市の指定を取消し又は管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、市はその賠償の責を負わないものとします。

- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、市は事前に書面で通知することにより協定の取消ができるものとします。

(3) 指定が取り消された場合の業務の引き継ぎ

指定が取り消された場合、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく急病診療所の管理運営業務を遂行できるよう引き継ぎを行うものとします。

## 2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象、優先交渉権者又は指定候補者から除外します。なお、優先交渉権者又は指定候補者から除外した場合は、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する本市職員若しくは本市関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 指定管理者の申請資格を満たしてないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと市が認めた場合

## 3 その他

- (1) 管理運営業務の内容及び履行方法等の詳細は、管理運営業務仕様書に従ってください。
- (2) 指定管理者は、急病診療所を利用して、法人等の活動の一環として他の施設等で行う事業の勧誘等営利を目的とする活動、公序良俗に反する活動、政治的活動及び宗教活動を行うことはできません。
- (3) 法令改正等により、募集要項に規定する内容が変更する場合はご了承ください。

## 第8 問い合わせ先

徳島市保健福祉部保健センター

〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地

TEL：088-656-0529

FAX：088-656-0514

電子メールアドレス：hoken\_center@city-tokushima.i-tokushima.jp